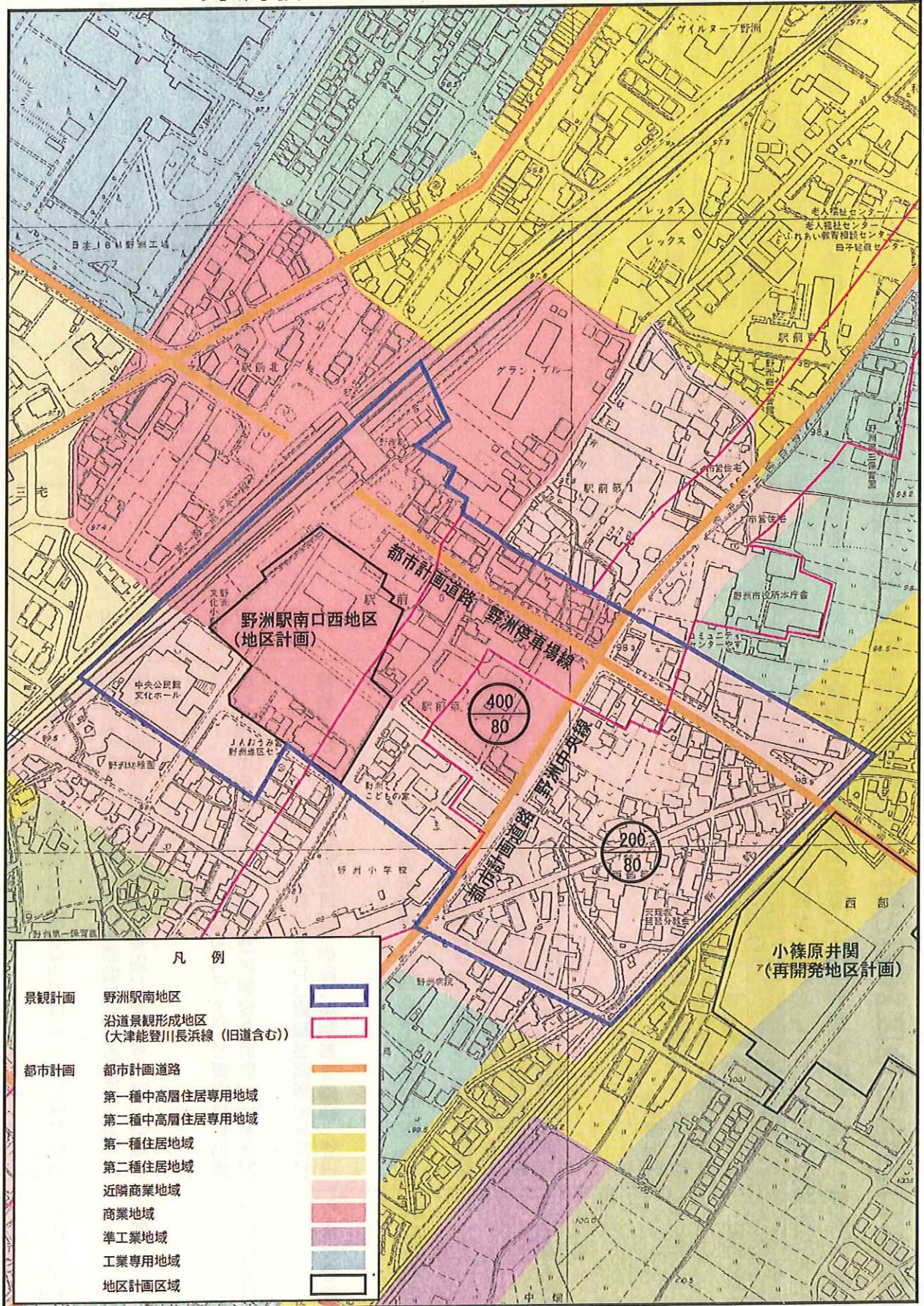


# 野洲駅南地区都市計画決定状況図





# 野洲駅南口西地区地区計画と野洲駅南地区景観計画(案)との整合について

景観法第16条第7項第10号の規定により、地区計画区域内の建築行為等には、地区計画で定められた制限事項が優先され、景観計画で定められた行為の制限は適用されない。ただし、地区計画に定めのない事項については、景観計画で定められた行為の制限が適用される。

野洲駅南口西地区地区計画		野洲駅南地区景観計画(案)	
土地利用の方針	商業機能の充実と憩いとやすらぎのある居住空間など適正かつ合理的な土地の高度利用を図り、公共的な空地を設け、かつ、積極的に緑化に努め、良好な地区環境への誘導を図る。	方針①	野洲駅南地区は、野洲駅を中心に建築物が集積している市街地であり、市を代表する拠点として市街地の発展を図りつつ、市内全体に広がる豊かな自然を有する野洲を感じられる、玄関口にふさわしい活力とうるおいとゆとりのある景観を形成します。 敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講ずること。
建築物等の整備方針	建築物の高さは、景観に調和、配慮したものとす。周辺の景観に配慮した適正な建築物等を誘導、形成するため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、形態・意匠の制限、かき又はさくの構造の制限をする。	敷地の緑化措置	
地区施設の配置及び規模	市所有の駐車場や歩道には植栽を行う。		
建築物等の用途の制限	工場、自動車教習所、畜舎、倉庫業を営む倉庫、風俗営業に関する施設は建築してはならない。		
壁面の位置の制限	建築物の1階部分の壁又はこれに代わる柱から道路境界線までの距離は、2m以上とする。	敷地内における位置	原則として、建築物の外壁は、道路から2メートル以上後退すること。ただし、土地利用または周辺既存建築物との整合性などから困難または不適切な場合はこの限りではない。
形態・意匠の制限	外壁は、周辺の景観に配慮した落ち着きのある色調とする。屋外広告物は都市景観を十分に配慮したものとす。	形態 意匠	周辺景観との調和に配慮し、まとまりのある形態とすること。周辺の建築物の様式を継承した意匠とし、これにより難しい場合にはこれを模したものとすること。
かき又はさくの構造の制限	道路に面するかき又はさくの高さの最高限度は、1.5mとする。		